

令和元年度第3回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月25日(火)午前9時25分から午前10時55分

2. 開催場所 市役所 3階 302・303会議室

3. 出席委員 10人

1番	秋山 剛	2番	末宗龍司	3番	野津田はるみ
4番	宮田泰行	5番	小川康成	6番	小森山仁司
7番	岡本 隆	9番	瀬尾 毅	10番	竹内茂樹
11番	小寺 旭				

推1番	秋山満則	推2番	池田源實	推3番	茅野雄二
推4番	馬場和好	推5番	向田定男	推6番	横山寿人
推9番	加納 巧	推10番	小林松夫	推11番	栗根耕作
推12番	秀高哲也				

4. 欠席委員 なし

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号 非農地証明交付申請について

議案第13号 下限面積（別段の面積）の設定について

第4 報告事項

報告第6号 農地法第4条の規定による届出について

報告第7号 農地法第5条の規定による届出について

第5 その他

(1) 7月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 池田 弘昭

農地係係長 田原 慎吾

農地係主任 田淵 哲也

嘱託職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局（池田）】定刻になりましたので、これより2019年度第3回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】（会長挨拶）

本日の欠席委員はありません。定数に達しておりますので、2019年度第3回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、1番 秋山委員、9番 瀬尾委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第8号を説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を池田委員お願いします。

【推2番 池田委員】6月2日に小川委員と譲渡人の父親と確認しました。過去にも同様な申請があって、今回の3筆は自宅の前の畑で、市道のすぐそばにあります。

父親が高齢のため長男に無償贈与するということで、耕作地を管理してもらうとのことです。

【議長】続いて番号2を加納委員お願いします。

【推9番 加納委員】この案件は5月総会にあったものの一部分です。現地と公図が一致していなかったため再提出されたものです。もともと1軒の家の土地だったものを本家・分家で分けたようになっておりました。便宜上まっすぐに分けたが公図に合わさなければいけないということで、無償で譲渡するとのことです。なんら問題はないと思われます。よろしくお願いします。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第8号は提案どおり許可妥当とすることにご異議はありませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは議案第8号は、提案どおり許可妥当とします。

【議長】続いて議案第9号、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について

て、事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第9号を説明）なお、合計欄のその他に570㎡がありますが、宅地の欄に訂正をお願いします。

【議長】それでは、農用地区域からの除外について担当委員の補足説明をお願いします。番号1を茅野委員をお願いします。

【推3番 茅野委員】6月20日に福品行政書士、秋山 剛委員、池田委員と〇〇さんと私の5名で現地を確認しました。

現地は県道三原東城線の旧吉野小学校から西へ約800mのところへあります。この度娘夫婦が住宅を建築することとなり、市道との境、水路等はしっかりしており、下側の圃場も当家のもので、今後とも問題が発生することはないと思われます。よろしくをお願いします。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第9号は提案どおり同意することにご異議はありませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第9号は提案どおり同意します。

【議長】続いて議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第10号を説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を加納委員をお願いします。

【推9番 加納委員】6月11日に小林委員と〇〇さんの息子さんと行政書士の木曾さんと私の4人で現地を確認しました。

場所は篠根町梅ノ木橋を渡り、〇〇〇〇の西側で、昨年までは耕作されておりました。息子さんは駅家におられるのですが、両親が高齢で介護が必要となり、すでに府中に戻られています。バリアフリーの1戸建てにしたいということです。盛土については道路までは1m弱ありますが、そこまでは盛らないそうです。流水については田のほとりに水路を設けるそうです。問題はないと思われます。よろしくをお願いします。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第10号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第10号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第11号を説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を加納委員お願いします。

【推9番 加納委員】6月19日に小林委員、芦田事務所の方と私の4人で現地を確認しました。先月からの継続で、差戻して出されたものなので問題はないと思われれます。よろしくをお願いします。

【議長】続いて番号2から5を小林委員お願いします。

【推10番 小林委員】6月19日に加納委員、行政書士の大元さんと私の3人で現地確認を行いました。

番号2から4は県道落合世羅三和線から北へ安全寺に通じる道を約200m上がった安全寺のすぐ下の畑です。644-1の〇〇 〇〇さんは耕作管理が困難となり経営規模縮小を考えていたところへ、譲受人の〇〇 〇〇さんとの話がまとまり、太陽光発電事業をすることになっております。現状のまま使われるとのことで問題はないと思われれます。644-2は番号2の下に位置します。所有者の〇〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんは高齢で、耕作管理が困難で規模縮小を考えていたところへ番号2と同じ譲受人の〇〇 〇〇さんとの話がまとまったものです。653-2は番号2の東側上に位置します。所有者は〇〇〇〇〇の息子さんで、府中市内に勤務されており、耕作管理ができなくなっていたところへ番号2の〇〇さんとの話がまとまったとのことです。現況はいずれも柿の木などを植えておりますが、雑草が繁茂している状況です。番号5は安全寺から市道を約500m上がった、土地所有者の〇〇 〇〇さんの本宅の西側に位置します。〇〇 〇〇さんは高齢で、経営規模縮小を考えていたところへ合同会社〇〇〇〇〇〇〇との話がまとまったものです。4件とも太陽光発電施設です。よろしくご審議をお願いします。

【議長】続いて番号6を加納委員お願いします。

【推9番 加納委員】6月19日に小林委員と大元行政書士と私の3人で現地を確認しました。

現地は府中上下線の定国橋から約100m上下寄りの上側にあります。〇〇さんはここにはおられず耕作するのは困難で、年に数回は草刈りに来られていたようですが、譲渡して太陽光発電をしていただくとなりました。1段下には家があるのですが、水等の流出は昨年大雨の際にもなかったとのことで、下と横の家は了承済とのことです。問題はないと思われれますのでよろしくご審議をお願いします。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第 1 1 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第 1 1 号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】 続いて議案第 1 2 号、非農地証明交付申請の承認について事務局から説明してください。

【事務局 (田淵)】 (議案第 1 2 号を説明)

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 から 3 を小林委員お願いします。

【推 10 番 小林委員】 6 月 14 日に小寺会長、瀬尾委員、事務局、〇〇〇〇〇〇株式会社の〇〇さんほか 2 名と私の 7 名で現地確認を行いました。

現地は県道府中上下線の河佐公民館から府中寄り約 300m を右折し、市道河佐荒谷線を約 1 km 上がったところから徒歩 10 分行ったところが番号 1 で、〇〇 〇〇さんは千葉県へお住まいです。いずれの地番も 50~60 年経過して雑木が繁茂しており、完全に山林化しております。番号 2 は番号 1 からさらに西側へ 10 分行ったところに位置します。〇〇 〇〇さんは福山市芦田町にお住まいで、昭和 38 年に市外に転居し、隣人の方に耕作してもらっていたが、昭和 45 年頃から隣人の方も高齢化に伴い困難となり現在に至っております。いずれの地番も雑木林となり山林化しております。番号 3 は番号 1 の市道に出て、市道河佐荒谷線を約 500m 上がり高倉方面へ 500 m 行き、徒歩で 5 分西側に行ったところです。〇〇 〇〇さんは福山市花園町にお住まいで、昭和 45 年頃までは耕作してもらっていたが、その後管理ができなくなり 40 年くらいの雑木林となっております。よろしくご審議をお願いします。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第 1 2 号は提案どおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第 1 2 は提案どおり決定とします。

【議長】 続いて議案第 1 3 号、下限面積 (別段の面積) の設定について事務局から説明してください。

【事務局 (田淵)】 (議案第 1 3 号を説明)

【議長】 ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

【10 番 竹内委員】 別段の面積で農業者になれるということですか。

【事務局（田原）】 農業者になってもらいたいためではなく、空き家バンクを活用し定住される方が、下限面積が理由で活用できなくなっているのはいけないので特例を設けたもの。空き家には農地がついているものがほとんどであり、土地所有者さんはセットでないと売りにたくない、貸したくないという要望は多い。

【議長】 ほかにご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第13号は提案どおり決定することにご異議はありませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第13号は提案どおり決定とします。

【議長】 続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第6号、農地法第4条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第6号について報告）

【議長】 ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。

【議長】 続いて、報告第7号、農地法第5条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第7号について報告）

【議長】 ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】 続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、7月25日（木）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】 それでは、次回は7月25日（木）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和元年6月25日

議長（会長）

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人